

東総地区広域市町村圏事務組合中継施設整備事業に関する決議

匝瑳市議会は、東総地区広域市町村圏事務組合中継施設整備事業に関し、東総地区広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）に下記の項目について申し入れることを決議する。

記

- 1 銚子市のごみ処理施設解体撤去事業については、組合で議論・説明前に銚子市が先行して議案として銚子市議会に提案していることは信義違反であるので、令和3年12月組合議会臨時会に提出される報告第1号は即刻撤回すること。
- 2 銚子市のごみ処理施設解体撤去事業について、事業費・事業内容等の詳細が示されておらず不明確であり、積算根拠・設計内容を可及的速やかに明示すること。
- 3 匝瑳市及び旭市の既存ごみ処理施設の解体撤去事業及び中継施設整備事業について、これまでの計画どおり組合で行うこと。
- 4 上記3項目について、組合において確実に実行されるとともに、実行されない場合は、組合からの脱退も視野に入れるなど、匝瑳市議会として強い覚悟を持って臨まざるを得ない。

以上、決議する。

令和3年12月20日

千葉県匝瑳市議会